

令和5年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 目黒本町学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない（評価の対象に当てはまらない）」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案などをコメント欄に必ず記入してください（100字以内））。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	子どもたちの「健全な育成と遊び及び生活の支援」を守るために、子どもたちにとって安心であたたかい居場所づくりの場になるように保育をしている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	労働等によって昼間保護者が家庭にいない子どもたちを親の代わりとして生活の場を提供している。子どもたちに様々な経験をさせ、できたことつづいたことを親の目の代わりとなって電話や連絡帳等で成長を伝えている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○子どもたちが自由な発想で自由に遊びができるよう日々環境整備を行っている。また、事前に危険箇所がないか毎朝チェックをしている。ルールについて「？」が出た際はクラブの子どもたち全員で話し合っている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○在籍している小学校の担任の先生と懇談会を行っている。クラブでの様子や学校での様子、家庭の状況などを共有している。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○子どもたちの自主性や自立支援など大人が入らずに解決できるものに関してはその時のケースによって様子を感じ取りながら支援をしている。専門機関が必要な場合は保護者の気持ちに寄り添いながら相談をしている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○子どもの人権を守るために、子どもからの意見や気持ちを伝えられるよう「学年会議」をし、学年ごとに合わせた話し合いの場を設けている。「やりたい」を実現できるよう努めている。また虐待には察知できるよう保育をしている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○常に子どもたち、保護者、地域の方に見られていると自覚をしながら生活をしている。特に言葉使いや服装などは子どもたちにも影響するところとして気をつけている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修を通じて育成支援の内容や法令遵守の必要性に組織的に取り組んでいる。研修の他に、現場でも具体的な例をあげて説明し、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	毎月発行しているおたよりに苦情や要望を受け付ける窓口を提示している。子どもや保護者からの要望や苦情については全職員間で話し合い、エリアマネージャーに相談をしながら迅速な対応を行っている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○一人が知った情報は全職員が知っている情報となるように職員間で情報共有、誰でも対応できる仕組みづくりをしている。毎日のミーティングの中で事例をあげてどう対応していくか話し合っている。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて知識向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に参加を促している。一人が受けた研修を現場の職員間で共有している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取り組んでいるかを明らかにしている。なお、第三者評価については、今後実施予定である。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	△	職員間で該当児童の性格や特性など様々な内容を共有し、いかに本人の「できる」をのばし、「できた」の経験をさせられるかを考えて保育をしているが非常勤までの徹底さが欠けており「全員」ができていないことはまだない。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○異年齢交流や他学校の児童との交流を持たせ、子どもたち同士で遊びが成立するよう支援をしている。子どもたちが楽しいと思えるイベントや全体遊び、工作などを月ごとに変えて行っている。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○子ども主体の保育であり、保護者や学校、地域など子どもに関わる方との懇談会や交流をしている。帰宅管理は絶対のこと、保護者、子どもにとって安心して過ごせるよう子どもの気持ちや体調の変化には敏感に対応している。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○どのような支援が必要であるか保護者や学校の担任の先生と情報を共有している。療育の先生とのやりとりについては保護者を通して情報を得ており、本人が困感しないよう、できるだけ統一された支援を行えるようにしている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たった留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たった留意点を理解し、育成支援を行っている。	○どのような支援が必要であるかを職員間で共有し、対応方法を体験をもとに非常勤職員とも共有している。本人の「できる」を奪わないよう適切に支援を行えるように保育をしている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○保護者がお迎えに来た際の子どもとの関わりの様子や、子どもの表情、体や心が傷ついていないかを普段の日常の会話や保育の中で敏感に察知できるよう職員間で常に共有している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○日常の保育の中で支援が必要だと感じた内容に関しては、保護者に直接伝え、家庭ではどのような声かけを行っているかそのような気づきはあったのかを確認し、必要であれば関係機関を伝える流れを職員間で共有している。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たった留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○プライバシーの保護、秘密保持は絶対であり、全職員が常に意識している。
	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席率、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○「大切なお子様を預かっている」という意識を持ち、一人ひとりのできたことや、嬉しかったこと、悲しかったこと、頑張ったこと悔しかったことなど些細なことでも保護者に伝えるようにしている。（連絡帳やお迎え時、保護者会など）

11	保護者との連携	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○保護者との信頼関係を築くために日ごろの保育の様子を伝えたり、子どもにとって楽しいと思ってもらえる場所になるよう保育をしている。保護者からの相談にはできる限り対応し、よりよい場所になるよう努めている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○親子交流会や地域交流会など大きなイベントの際には、保護者の方にも「お手伝い」をお願いし、子どもたちの支援をしていただいている。保護者会やおたより、連絡帳でクラブの活動について伝えている。
12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○子どもの利益として様々な経験ができるよう計画的に活動を行っている。子どもの日常を常に連絡帳を使って伝えており、日々の職員間ミーティングで子どもの様子を共有し、その日の保育に役立っている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○それぞれ職員が役割を持ち、職員間でダブルチェックを行いながら取り組んでいる。期日を守って提出できるよう、事前にホワイトボードなどで締め切り日を記入して見える化をしている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○子どもたちの担任の先生との懇談会をしており、情報交換、情報共有を行っている。また、校庭がないため学校の校庭をお借りしたり、イベント時には体育館をお借りしたりしている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○得た情報については職員間で共有し、個人情報保護や秘密の保持に努めている。
14	保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△クラブの下の階には保育園があり毎年少人数ではあるが新一年生が入所するため、12月に行われるクラブまつりのリハーサルで保育園と連携して年長さんを招待している。クラブまつりはまだ終わっていないため△である。	
15	地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○クラブまつりや交流会など大きな行事の際には、地域の方を招いている。子どもたちにも主任児童委員さんや民生委員さんなど地域でみんなをも守ってくれている方であることを伝えており、実際に協力をしていただいている。	
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
17 衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○	職員、子どもたち、クラブに来られた方は手洗いや手指消毒を行っている。また、職員は毎月細菌検査を行っている。感染症が流行した場合は区の方と連携をとった上で必要な場合は保護者へ通知する。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	毎朝の消毒業務と一緒に施設の安全点検を行っている。危険なところがあった場合は子どもたちが登所する前に直し、難しい場合は保護を子どもたちに伝えている。職員間でマニュアルを確認している。
	(3)防災及び防犯対策	○	災害時マニュアルや計画を作成しており、職員が理解した上で月に一回子どもを交えた「地震」「火災」「不審者」の避難訓練を行っている。また、広域避難場所までの移動訓練を経験させている。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○	子どもの登所時間、降所時間については保護者との全体の約束であることから、必要な場合は保護者に連絡をいれて確認をしている。また降所後、鍵がないや家に入れないなどの場合はクラブに戻るよう伝えて伝えている。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
18 施設及び設備	(1)施設	○	4、5年生の男児で体も大きい児童があり、1、2年生と3、4、5年生の割合が約半分ほどで狭く感じられる。学校の校庭や近隣の公園をお借りして屋外遊びを行っている。
	(2)設備、備品等	△	今登録している人数分のロッカーはあるが、定員を満たした場合は別のケースを用意しなければならない。道具や図書は充実している。
19 職員体制	(1)職員配置	○	満たしている。
	(2)育成支援の実施	○	満たしている。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
	(4)勤務時間	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	△	定数が64人であるが、今は49人の登録数である。そのため40人以下ではない。学習室とホールに分かれているが、取組みの際には全員が一つの部屋に入り活動をしている。
21	開所時間及び開所日	○	開所時間は、一日保育日8:00～、平日下校後～19:00とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関する留意事項	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23 運営主体	(1)運営主体の要件	○	学童保育クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○	年に一回全員が健康診断を行っている。また、日々の勤務時間を大幅に超えないように業務を行っている。

25	適正な会計 管理及び情 報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。